

広島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年四月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類及び路線名

県道岩国大竹線

二 兼用工作物の位置

大竹市木野一丁目四八〇番六地先から

大竹市木野二丁目三八七番一地先まで

大竹市木野二丁目三七七番地先から

大竹市木野二丁目三二二番地先まで

三 他の工作物

河川施設（一級河川小瀬川左岸堤防）

四 他の工作物の管理者の氏名

河川管理者 中国地方整備局長 栗田 悟

五 協定の主な内容

1 目的

2 兼用工作物の範囲等

3 兼用工作物の管理

4 協議等

5 道路の占用料

6 兼用工作物の管理に要する費用

7 雑則

六 管理の期間

平成二十六年三月三十一日から当該路線を廃止する日又は河川の公用を廃止する日まで